

新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市東区	(略)	(略)	新潟市東区	(略) <u>地域密着型介護老人福祉施設 あわやまの里</u>	(略) <u>新潟市東区栗山455-1</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
<b>別表第3の2（保護施設）</b>			<b>別表第3の2（保護施設）</b>		
市区町村名	保護施設の名称	所在地	市区町村名	保護施設の名称	所在地
(略)			(略)		
			長岡市	<u>おぐに荘</u>	<u>長岡市小国町新町852-4</u>
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。